	.2	終了時刻
	.3	流入、流出、積込み又は排出の別
	.4	水バラストが流入し、若しくは流出し、又は水バラストを積み込み、若しくは排出したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.5	流入し、流出し、積み込み、又は排出した水バラストの総量
	.6	流入、流出、積込み又は排出の状況及び理由並びに実施した処理方法その他必要な事項
(F)		有害水バラスト処理設備の故障又は動作不能に伴う作業（注３）
	.1	発生時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	.2	積込み又は排出の別
	.3	警報の種類、故障又は動作不能の状況の概要その他の故障又は動作不能に係る事案の説明
	.4	復旧時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
(G)		タンクの清掃若しくは洗浄又は堆積物の除去若しくは処分
	.1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	.2	完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	.3	作業を行ったタンクの識別記号
	.4	受入施設へ処分した場合にあっては、その総量及び施設の名称
	.5	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って洗浄水又は堆積物を水域へ排出した場合にあっては、その総量、当該水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深
(H)		追加的な作業手順

注　１　Ｂ－４規則２の水域：海防法施行規則第１２条の１４の３第２項第１号ロに掲げる水域をいう。

注　２　シークエンシャル方式：海防法施行規則第１２条の１４の３第２項第１号の表第１号下欄イ（１）に規定する方式をいう。
　フロースルー方式：海防法施行規則第１２条の１４の３第２項第１号の表第１号下欄イ（２）に規定する方法のうち、流す方式をいう。
　ダイリューション方式：海防法施行規則第１２条の１４の３第２項第１号の表第１号下欄イ（２）に規定する方法のうち、落とす方式をいう。

注　３　「故障又は動作不能」には、正常に有害水バラストを処理できなくなっている可能性を示すような有害水バラスト処理設備の誤動作、停止又は警報を含む（定例的な情報及び警告を除く。）。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の四第二項の規定による水バラスト記録簿への記載については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和七年一月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。